

**平成22年度  
福島県保健師等修学資金  
修学生募集のお知らせ**

**福島県保健福祉部感染・看護室**

## I はじめに

1 福島県保健師等修学資金は、保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「保健師等」という。）の確保が困難な福島県内の医療施設等における保健師等の充実確保を目的とするもので、将来、これらの施設で保健師等の業務に従事しようとする方に、在学期間、修学資金を貸与するものです。

したがって、卒業後、県外に就職することが確実な方は、当該修学資金を利用することは出来ません。

2 この修学資金は、別表の施設で引き続き5年以上（以下「義務年限」という。）保健師等の業務に従事したときは、貸与金の返還が免除されます。

また、義務年限に達しない場合でも、相当期間、保健師等の業務に従事したときは、その一部が免除されることがあります。

3 ただし、卒業後1年以内に免許を取得できない場合、又は卒業後直ちに別表の施設で業務に従事しない場合等には、貸与金を返還していただきます。

## II 貸与対象者

次に掲げる要件を満たす方で、卒業後、別表の施設で保健師等の業務に従事しようとする方に修学資金を貸与します。

(1) 保健師等の養成施設に在学していること。

〔福島県外の養成施設に在学又は在所されている方については、現在在学している養成施設に入学する前1年間本人又は配偶者若しくは一親等の親族が福島県内に住所を有していた場合及びこれに準ずると認められた場合に限る。〕

(2) 品行が正しく、学術に優れ、身体が強健であること。

(3) 修学に際し、経済的援助を必要とすること。

(4) 同種類の修学のための資金の貸与又は給与を受けていないこと。

なお、21年度より看護師養成所（通信制）については、新規入学者は対象外となっておりますので、20年度入学者のみ対象となります。

## III 貸与額及び募集人員

### 1 貸与額

| 区 分              |      | 貸与月額    |
|------------------|------|---------|
| 保健師、助産師、看護師 養成課程 | 国公立※ | 32,000円 |
|                  | 民間立  | 36,000円 |
| 准看護師 養成課程        | 国公立※ | 15,000円 |
|                  | 民間立  | 21,000円 |

※ 国公立には、独立行政法人国立病院機構等が設置した養成所を含む。

### 2 募集人員

(1) 保健師等養成施設（県内在学者） 19名程度

(2) 保健師等養成施設（県外在学者） 5名程度

## IV 申請手続等

修学資金の貸与を希望する場合は、以下により、在学する養成施設を経由して、福島

県保健福祉部感染・看護室まで提出してください。

### 1 提出書類

- (1) 保健師等修学資金貸与申請書（第1号様式）
- (2) 養成施設の長の推薦書（第2号様式）  
※ 施設長の推薦が受けられない場合は在学証明書
- (3) 健康診断書（様式は任意）
- (4) 学業成績証明書（申請する日の属する年度に養成施設に入学した方は、必要ありません。）
- (5) 本人及び本人と生計を一にする家族（学生以外の家族全員）の収入を証明する市町村発行の所得証明書（直近である平成21年分のもの）
- (6) 作文  
テーマ「私の考える理想の看護師像」（A4用紙横書き、800字から1,000字程度）  
※ 下線部はそれぞれの養成課程に合わせて書き換えてください。
- (7) 福島県外の養成施設に在学又は在所されている方にとっては、現在在学している養成施設に入学する前1年間、本人又は配偶者若しくは一親等の親族が引き続き福島県内に住所を有していたこと、又はこれに準ずることを証する書類  
（例）本人又は配偶者もしくは一親等の親族の住民票抄本

### 2 申請書（第1号様式）記載上の注意

- (1) 「生計を一にする家族の状況」欄は、以下により記入してください。
  - ア 同一の住居に居住し、生計を一にしている場合
  - イ 居住を一にしていない場合であっても
    - ・ 病気治療のため病院等に入院している場合や季節労働者として働いている場合
    - ・ 勤務の関係や教育の関係で居住を一にしていないが、その家族の生活費を仕送りしている（家族から仕送りを受けている）場合
    - ・ その他これらと同じような状況にある場合上記のような状況にある家族は、「生計を一にする家族」として記入してください。
- (2) 「前年の収入（税込み）」欄は、
  - ・ 給与所得者の場合は「給与収入額」、その他の事業所得者の場合は「所得金額」を記入してください。
- (3) 「本人の修学費用」欄は、授業料や交通費、修学のための借家代など（食費を除く。）、修学のために必要となる経費の合計額を記入してください。  
「本人の修学費用」が規定の貸与額に満たない場合には、修学資金の貸与は出来ません。
- (4) 申請者が未成年（20歳未満）の場合には、親権者等が同意欄に記名押印してください。
- (5) 連帯保証人2名のうち、1名は申請者の親族、他の1名は福島県内に居住して独立の生計を営み、かつ、修学資金の返還債務を負える程度の資力を有している方としてください。
- (6) 申請書（第1号様式）の表面と裏面の上段に申請者及び連帯保証人2名の方の捨印を押印してください。

### 3 使用する印鑑について

- (1) 申請者が押印する印鑑と連帯保証人が押印する印鑑は、同じものを使用しないでください。

(2) 第2号様式の推薦者は養成施設の長とし、職印を押印してください。

#### 4 修学資金の口座振込について

(1) 修学資金を振り込む口座の名義人は、貸与者本人のものに限ります。

### V 提出期限

平成22年7月16日(金)

※ 上記の提出期限は、福島県保健福祉部感染・看護室への提出期限です。各養成施設事務担当への提出期限は、別途確認してください。

### VI 修学資金の返還猶予

次のいずれかに該当する場合であって、所要の手続きを行い認められた場合には、その事由が継続する期間を限度として修学資金に係る返還の債務の履行が猶予されます。

- (1) 卒業後1年以内に免許を取得し、直ちに別表の施設で保健師等の業務に従事しているとき。
- (2) 卒業後引き続き他の養成施設に入学しているとき。
- (3) 災害、疾病その他やむを得ない理由により返還することが困難と認められるとき。

### VII 修学資金の返還

1 次のいずれかに該当する場合（修学資金の返還猶予または返還免除に該当する場合を除く）には、修学資金を返還しなければなりません。

- (1) 修学資金を貸与する旨の契約が解除されたとき。（退学等）
- (2) 卒業後1年以内に免許を取得しなかったとき。
- (3) 1年以内に免許取得後、直ちに別表の施設で保健師等の業務に従事しなかったとき。
- (4) 返還免除を受ける前に業務外の事由により死亡し、又は業務に従事しなくなったとき。

#### 2 返還期間等

修学資金の返還の事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、貸与を受けた期間に相当する期間内に返還していただきます。ただし、返還猶予の期間がある場合は、その期間を合算した期間とします。

### VIII 修学資金の返還免除

次のいずれかに該当するようになった場合には、返還債務の全部または一部が免除されることとなりますので、速やかに定められた手続きをしてください。

#### 1 全部免除になる場合

- (1) 卒業後1年以内に保健師等の免許を取得し、直ちに別表の施設で保健師等の業務に従事し、引き続き別表の施設で5年間その業務に従事したとき。
- (2) 卒業後1年以内に保健師等の免許を取得し、直ちに別表の施設で保健師等の業務に従事し、引き続き別表の施設で業務に従事中、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

#### 2 全部又は一部免除になる場合

- (1) 卒業後1年以内に保健師等の免許を取得し、直ちに別表の施設で相当期間（修学資金の貸与を受けた期間以上）、保健師等の業務に従事したとき。

免除額計算式

この期間が、2年に満たない場合は、2年

$$\text{免除額} = \text{貸与金額} \times \left( \text{従事期間} \div \boxed{\text{貸与期間}} \div 2.5 \right)$$

〔一部免除の例〕

例1 民間の准看護学校に在学中、修学資金の貸与を2年間受け、卒業後直ちに別表の施設に3年従事したのち、県外の病院に就職するなど、別表の施設に従事しなくなった場合

貸与金額 504,000円

免除額  $504,000\text{円} \times (3\text{年} \div 2\text{年} \div 2.5) = 302,400\text{円}$

返還額 201,600円

例2 民間の看護学校に在学中、修学資金の貸与を3年間受け、卒業後直ちに別表の施設に4年従事したのち、結婚などにより、別表の施設に従事しなくなった場合

貸与金額 1,296,000円

免除額  $1,296,000\text{円} \times (4\text{年} \div 3\text{年} \div 2.5) = 691,200\text{円}$

返還額 604,800円

(2) 災害、疾病、死亡その他やむを得ない事由により、Ⅷ1(1)の要件を満たすことができないとき

Ⅷ 修学資金に関するお問合せ先及び申請書等の送付先等

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2-16

福島県保健福祉部感染・看護室

電話 024-521-7222 (直通)

別 表

| 所在地    | 施 設 の 種 別   |
|--------|---|
| 県 内    | 一 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項又は第2項の規定に基づき許可を受けた病床数が200床未満の病院<br>二 医療法第7条第1項又は第2項の規定に基づき許可を受けた病床数のうち精神病床数が80パーセント以上を占める病院<br>三 医療法第1条の5第2項に規定する診療所<br>四 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の4に規定する重症心身障害児施設<br>五 児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関のうち独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関<br>六 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項に規定する母子健康センター（助産師に限る。）<br>七 地域保健法（昭和22年法律第101号）第21条第1項の規定により県が定めた人材確保支援計画の対象となる町村（保健師に限る。）<br>八 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護老人保健施設<br>九 介護保険法第41条第1項本文の規定に基づき指定を受けた居宅サービス事業者が当該指定に係る居宅サービス事業（訪問看護を行うものに限る。）を行う事業所（一～六まで及び八に掲げる施設において3年以上保健師等の業務に従事した者が、引き続き当該事業所において従事する場合に限る。） |
| 県内及び県外 | 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設   |